

コープさっぽろがオススメする

組合員専用
天災保障あり

お子さまの教育を応援する、頼れる保障

教育費用

サポート保険

(学業費用補償特約および
疾病による学業費用補償特約付帯
こども総合保険)

団体契約で保険料が
20%
割引!

扶養者が亡くなられた場合、お子さまの
大学卒業までの教育費用を
お支払いする保険です

Q パパが病気や事故で
亡くなってしまった場合、
子どもの教育費用を支える保険は
学資保険しかないのかしら？

A ありますよ!

“教育費用サポート保険”

掛け捨てだからできた安い保険料で
入学金や授業費を保障します。

※この商品は損害保険であり、共済ではありません。

※上記の割引率(20%)は、前年度契約の被保険者数により20%の団体割引を適用しています。今年度の被保険者数が1,000名に達しなかった場合、翌年度の割引率に変更となります。また、保険金のお支払い状況によっても、割引率に変更となる場合があります。

お問い合わせは

取扱代理店

COOP SAPPORO

生活協同組合
コープさっぽろ

コープさっぽろ保険事業部
札幌市西区発寒11条5丁目10番1号 〒063-8501
TEL.011-671-5585

☎ **0120-37-2523**
※月～金/10時～18時(土曜・日曜・年末年始休み)

コープ協同保険株式会社 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号 コープさっぽろ本部内 〒063-8501

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社
北海道支店 直轄営業課
札幌市中央区北3条西2丁目1 〒060-0003
TEL/011-221-9158 FAX/011-210-0667
※月～金/9時～16時45分
(土・日・祝日・年末年始休み)

教育費用サポート保険の5つの特長

Point 1

教育費用支払対象期間は大学卒業まで

教育費用支払対象期間は一般的に大学卒業までの期間をカバーするように設定しています。

Point 2

月々810円で最大1,050万円までお受取り

保育・幼稚園コース教育費用支払対象期間19年間の場合、最大1,050万円まで学校に支払う授業料・進学費用の実費をお支払いします。

Point 3

地震や地震による津波でお子さま・扶養者が万一、亡くなられた場合も保障

Point 4

健康状態告知不要

加入時の健康状態の告知は扶養者、お子さま共に不要です。

Point 5

1年自動更新型

⚠️ 保険料は年齢および学年により変わります。

ご加入された組合員の方の声

教育費用について
不安があったから

「他の学資保険」より
保険料が手頃だった

生協がおすすめ
しているから安心ね

一時金でなくて毎年
保険金がもらえるのは
うれしいわ

自営業なので
学資費用に不安が
ありました

学校内・学校外
細かく見ると教育に
かかる費用はいろいろ
あるのね…

お支払いの対象となる費用

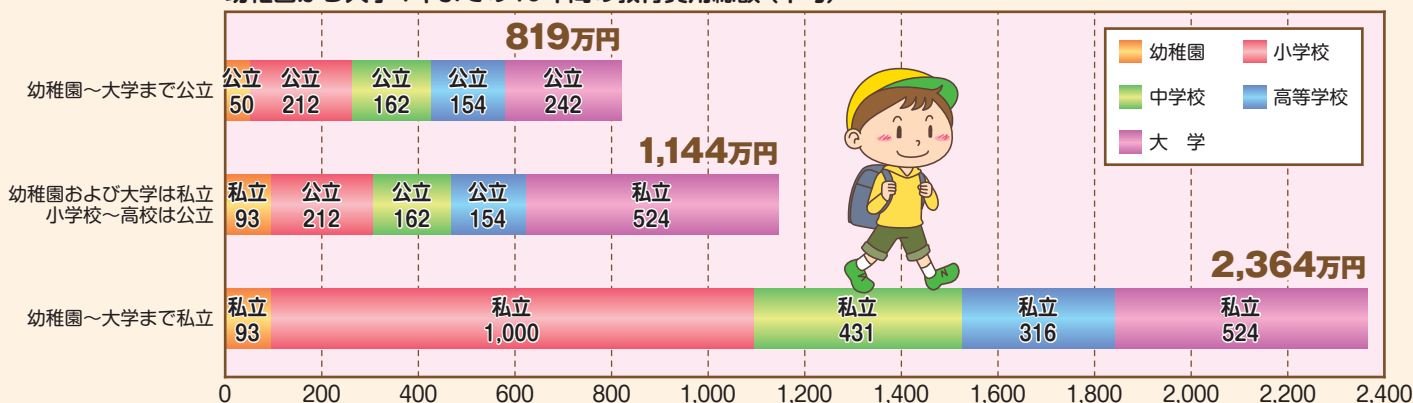
教育費用総額

教育費用	進学費用	進学する学校に納付する	入学費 給付が義務付けられている寄付金 等
	学資費用	在学または進学する学校に納付する 毎年必要になる	授業料 施設設備費 実験・実習費 施設設備管理費 等
	対象とならない費用	学校に納付しない費用等	旅行積立金 通学費 その他会費 等
学校給食費			給食費
学校外活動費		学習机 本棚 パソコン 習字 そろばん 家庭教師への謝礼(月謝) 等	

この保険は左表の
「進学費用」と
「学資費用」が
保障の対象となります

教育費用は結構かかるもの。お子さまの将来のためにも備えは大切!

幼稚園から大学4年までの19年間の教育費用総額(平均)



(※) 幼稚園～高校は文部科学省「令和3年度子供の学習費調査の結果について」の学習費総額、大学は独立行政法人日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査結果」のデータを基に共栄火災にて算出

扶養者が病気や事故で亡くなると…



収入が減り、学費に不足が生じる事も

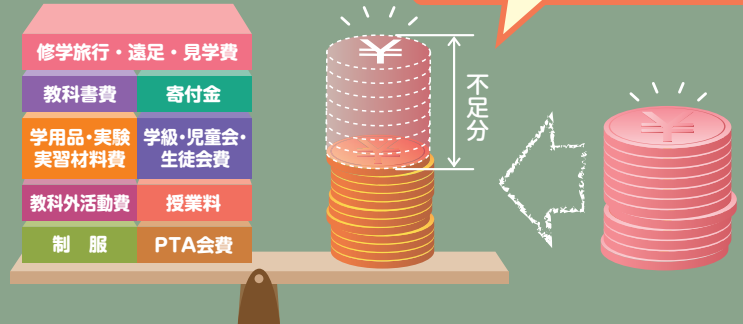
大切な子どもの将来を守るためには…

入学金等の進学費用 **200万円**
 授業料等の学資費用
 年間 **100万円** を保障します
※実際に負担された費用に対して保険金をお支払いします。

充実プランの場合



不足



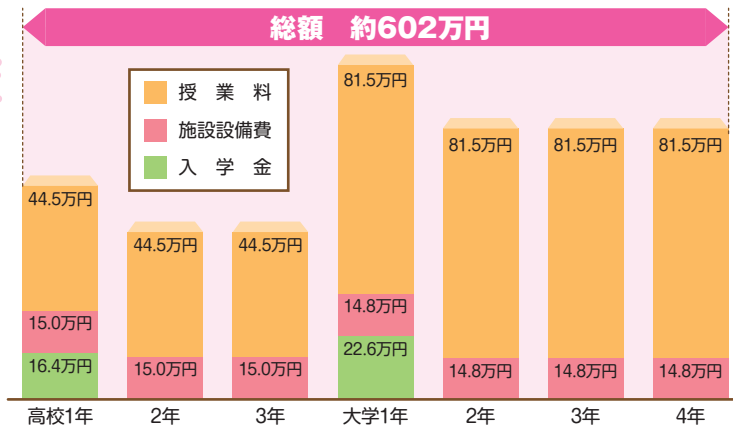
扶養者が病気や事故で亡くなられた場合や、事故で重度後遺障害を被った後に発生し、負担された教育費用（実費）を保障します。

保険金のお支払例

中学3年生の終わりに扶養者を亡くされた場合の保険金支払例
 (充実プランの場合)

私立の高校へ進学した後、私立大学文系学部に進学した場合

(※) 文部科学省「令和4年度私立高等学校等初年度授業料等の調査結果について」「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額の調査結果について」を基に共栄火災にて算出



これなら安心!



Q&A

Q1. 学資保険との違いはなんですか？

A. 学資保険は保険料が積立型で満期日に一時金が支払われます。ご紹介の教育費用サポート保険は、保険料が掛け捨てで、扶養者が亡くなった場合にかかった教育費用の実費をお支払いする制度です。

Q2. 「教育費用」とは何ですか？

A. ここでいう「教育費用」とは、進学費用と学資費用のことをいいます。進学費用とは、進学する学校に納付する入学金、納付が義務づけられている寄付金などをいいます。学資費用とは、「授業料」「施設設備費」「実験費」「実習費」など、在学または進学する学校に納付する費用で、在学期間中に毎年必要となる費用をいいます。

Q3. 「学校」とは？

A. 「学校」とは、学校教育法に基づく学校^(注)および児童福祉法に定める保育所のことです。
(注) 幼稚園・小中学校・義務教育学校・高等学校・高等専門学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・大学院・短期大学・専修学校・各種学校。
 ご不明な点は、コープさっぽろ保険事業部までお問い合わせください。

Q4. 健康状態の告知は不要となりますが、扶養者がすでに被っている病気が原因で亡くなった場合も教育費用の保険金は支払われますか？

A. 扶養不能状態の原因となった疾病の発病が保険責任の開始期より前である場合は保険金のお支払いはできません。ただし、扶養者の死亡した時が最初の保障開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後であれば保険金をお支払いします。

Q5. 扶養者が亡くなった場合、保険料は支払い続けなければなりませんか？

A. 解約手続きをしていただくことで保険料のお支払いは不要となります。
※解約後はお子さまの保障はできなくなりますが、解約前のご契約の教育費用支払対象期間中の教育費用に対しては保険金をお支払いします。

基本プラン

保障内容

基本プランの場合

扶養者に万一のことがあった場合の保障

入学金等の
進学費用

扶養者の病気による死亡や急激かつ偶然な外来の事故による死亡・重度後遺障害の場合に、お子さまの進学費用を保障。

授業料等の
学資費用

扶養者の病気による死亡や急激かつ偶然な外来の事故による死亡・重度後遺障害の場合に、お子さまの学資費用を保障。

お子さまの保障

お子さま災害見舞金
(死亡・後遺障害保険金)

お子さまの急激かつ偶然な外来の事故による死亡・後遺障害を保障。

教育費用支払対象期間中

通算 **100万円**まで

教育費用支払対象期間中

年間 **50万円**まで

10万円

月々

810円

から入れます。

保険料

！ 保険料は1年更新型で、お子さまの年齢および学年により変わります。保障開始日時点での満年齢、学年でコースをお決めください。

(継続の際には、毎年4月1日時点での満年齢や学年に応じたコースと保険料が適用されます。)

コース	教育費用支払対象期間	月額保険料	★印の年齢時に扶養者にご不幸があった場合のお支払い例	最大お受け取り
保育・幼稚園コース 年少 年中 年長	19年	810円	★ 4歳 7歳 13歳 16歳 19歳 22歳 幼稚園 小学校 中学校 高校 大学 学資費用 年間最大 50万円 × 19年 = 950万円	1,050万円
小学生低学年コース 小学1年 小学2年 小学3年	16年	1,210円	★ 7歳 13歳 16歳 19歳 22歳 学資費用 年間最大 50万円 × 16年 = 800万円	900万円
小学生高学年コース 小学4年 小学5年 小学6年	13年	1,080円	★ 10歳 13歳 16歳 19歳 22歳 学資費用 年間最大 50万円 × 13年 = 650万円	750万円
中学生コース 中学1年 中学2年 中学3年	10年	1,620円	★ 13歳 16歳 19歳 22歳 学資費用 年間最大 50万円 × 10年 = 500万円	600万円
高校生コース 高校1年 高校2年 高校3年	7年	1,300円	★ 16歳 19歳 22歳 学資費用 年間最大 50万円 × 7年 = 350万円	450万円



進学費用
支払対象期間中
通算 **100万円**まで

〈お子さまが職業に従事されている場合、ご職業の内容によっては被保険者に含まれないこと（ご加入をお断りすること）があります。また、大学生のコースを別途用意しております。詳しくはコープさっぽろ保険事業部までお問い合わせください。〉

加入申込書記入例

① 組合員番号を忘れずにご記入ください。

扶養者とは、被保険者（お子さま）の親権者であり、かつ、被保険者（お子さま）の生活費および教育費用の全部または一部を継続的に負担している方をいいます。

② 保障開始日時点での満年齢をご記入ください。
保障開始日は…
加入申込書の提出締切日（毎月25日）の翌月1日です。

③ 他の保険契約の有無を必ずご記入ください。「有」の場合、その内容もご記入ください。

④ 日中の連絡先電話番号も必ず記入してください。

⑤ 月額保険料をご記入ください。

● 加入申込書の太枠内の項目を漏れなくご記入ください。
● 間違っって記入された場合は、2本線で抹消のうえ、訂正印を押印ください。

充実プラン

保障内容

充実プラン
の場合

扶養者に万一のことがあった場合の保障

入学金等の
進学費用

扶養者の病気による死亡や急激かつ偶然な外来の事故による死亡・重度後遺障害の場合に、お子さまの進学費用を保障。

授業料等の
学資費用

扶養者の病気による死亡や急激かつ偶然な外来の事故による死亡・重度後遺障害の場合に、お子さまの学資費用を保障。

お子さまの保障

お子さま災害見舞金
(死亡・後遺障害保険金)

お子さまの急激かつ偶然な外来の事故による死亡・後遺障害を保障。

教育費用支払対象期間中

通算 **200万円**まで

教育費用支払対象期間中

年間 **100万円**まで

10万円

月々

1,590円

から入れます。

保険料

！ 保険料は1年更新型で、お子さまの年齢および学年により変わります。保障開始日時点での満年齢、学年でコースをお決めください。

(継続の際には、毎年4月1日時点での満年齢や学年に応じたコースと保険料が適用されます。)

コース	教育費用支払対象期間	月額保険料	★印の年齢時に扶養者にご不幸があった場合のお支払い例	最大お受け取り
保育・幼稚園コース 年少 年中 年長	19年	1,590円	★ 4歳 7歳 13歳 16歳 19歳 22歳 幼稚園 小学校 中学校 高校 大学 学資費用 年間最大 $100\text{万円} \times 19\text{年} = 1,900\text{万円}$	2,100万円
小学生低学年コース 小学1年 小学2年 小学3年	16年	2,420円	★ 7歳 13歳 16歳 19歳 22歳 学資費用 年間最大 $100\text{万円} \times 16\text{年} = 1,600\text{万円}$	1,800万円
小学生高学年コース 小学4年 小学5年 小学6年	13年	2,150円	★ 10歳 13歳 16歳 19歳 22歳 学資費用 年間最大 $100\text{万円} \times 13\text{年} = 1,300\text{万円}$	1,500万円
中学生コース 中学1年 中学2年 中学3年	10年	3,230円	★ 13歳 16歳 19歳 22歳 学資費用 年間最大 $100\text{万円} \times 10\text{年} = 1,000\text{万円}$	1,200万円
高校生コース 高校1年 高校2年 高校3年	7年	2,590円	★ 16歳 19歳 22歳 学資費用 年間最大 $100\text{万円} \times 7\text{年} = 700\text{万円}$	900万円



進学費用
支払対象期間中
通算
200万円まで

＜お子さまが職業に従事されている場合、ご職業の内容によっては被保険者に含まれないこと（ご加入をお断りすること）があります。また、大学生のコースを別途用意しております。詳しくはコープさっぽろ保険事業部までお問い合わせください。＞

お申し込み後の流れ

毎月25日加入申込書受付締切

翌月1日保障開始

保障開始月27日
第1回保険料引き落とし

いつでも加入できます

保障期間のご案内

●保障期間：2024年4月1日午前0時～
2025年4月1日午後4時

毎月25日の締切日までに加入申込書をご提出いただきますと、その締切日の翌月1日が保障開始日となり、保障開始日の午前0時に保険責任が開始します。

特段のお申し出をされない限り、毎年自動的に継続されます。（継続後の保障期間は、4月1日の午後4時から翌年の4月1日の午後4時までの1年間となります。）

「教育費用サポート保険」重要事項のご説明

この保険のお申し込みの際に、特にご確認いただきたい事項やご加入者にとって不利益になる事項などを記載しております。お申し込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ください。なお、すべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては「ご加入のしおり」をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

お申し込みの手続き

加入申込書に必要事項をご記入いただき、ご署名のうえ、**郵送にてお申し込みください。**店舗またはドック担当者へは**直接手渡**にてご提出ください。毎月、25日がお申し込みの締切日となります。

用語のご説明

このパンフレットで使用する主な用語についてご説明します。

加入者	この保険をお申し込みいただく方をいいます。
被保険者	この保険の保障を受けられる方をいいます。
扶養者	被保険者（お子さま）を扶養している方で、被保険者の親権者※かつ被保険者の生活費および教育費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方をいい、加入者証記載の方をいいます。 ※親権者とは、未成年者に対して親権を行う方をいいます。なお、被保険者が成年に達した場合は親権者であることを要件としません。
教育費用	学業費用補償特約および疾病による学業費用補償特約で保障する学資費用および進学費用をいいます。
学資費用	被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる授業料、施設設備費、実験・実習費、施設設備管理費等をいいます。
進学費用	被保険者が進学する学校に納付する費用のうち、入学金、納付が義務付けられている寄付金等をいいます。

ご加入者の範囲

この保険をお申し込みいただけますのは、生活協同組合コープさっぽろの組合員ご本人様となります。

確認事項*1

この保険の被保険者としてお名前をご記入いただけますのは、生活協同組合コープさっぽろの組合員または組合員と同一の世帯に属する方であり、保障開始日において満3歳以上かつ満22歳未満で、学校教育法に定める学校（幼稚園、小中学校、高等学校等）の学生・生徒の方または児童福祉法に定める保育所の児童の方となります。なお、いずれも入学手続き等を終えた方を含みます。（以下あわせて「学生等」といいます。）

扶養者の指定

被保険者（お子さま）の親権者であり、かつ、被保険者の生活費および教育費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方一人をご指定ください。

ご加入時のご注意

(1) ご加入者や被保険者には、保険のお申し込みの際に、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、保険を解除させていただきます。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

- 被保険者のご職業
- 被保険者の生年月日・満年齢
- 他の保険契約

【注】「他の保険契約」とは、こども総合保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、身体のケガによる死亡を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

(2) 死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

(3) この保険は、加入のお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）ができませんのでご注意ください。

補償の重複に関するご注意

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約（傷害保険以外のご契約にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。【注】

【注】1保険のみに特約をセットした場合、保険を解約したときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約（補償）〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
こども総合保険 学業費用補償特約	傷害保険の学業費用特約

保険金額の設定

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

保障期間（保険の加入期間）・保険責任の開始日時 確認事項*2

● 毎月の25日の締切日※までに加入申込書をご提出いただきますと、その締切日の翌月1日※が保障開始日となり、保障開始日の午前0時に保険責任が開始します。（※ご加入の生協により異なります。）

● 保障期間は、保障開始後最初に到来する4月1日の午後4時までとなります。また、特段のお申し出をされない限り、毎年自動的に継続されます。

（継続後の保障期間は4月1日の午後4時から翌年の4月1日の午後4時までの1年間となります。）

（※）保障期間の末日において、被保険者の年齢が満22歳以上の場合、被保険者が学生等ではない場合、または被保険者が大学もしくは高等専門学校を卒業された場合には、継続のお取扱いはできませんので、その保障期間の末日の午後4時をもって保障終了となります。

● 第1回目の保険料の引き落としができなかった場合は、その翌月に第1回目と第2回目の2か月分の保険料を引き落とします。このとき2か月分の保険料の引き落としができなかった場合には、加入のお申し込みが不成立となります（保険責任は開始しません）。また、継続後の第1回目の保険料の引き落としができなかった場合で、その翌月に2か月分の保険料の引き落としができなかったときは、継続日の午後4時にさかのぼって保険責任が終了し、その時以降に発生した保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いできません。

保険料のお支払い方法

● 保険料は、被保険者の保障開始日年齢（保障開始日における満年齢）、学年、加入コース・プランにより決定されます。実際にお申し込みいただく保険料につきましては、加入申込書を再度ご確認ください。また、継続後の保険料は、被保険者の保障開始日年齢、学年によって変わります。

● 保険料のお支払いは「月払い」となります。保障期間が開始した月より、組合員（ご加入者）の口座から毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に保険料が引き落とされます。

教育費用サポート保険の仕組み

保障内容

確認事項*3

(1) 保険金をお支払いする場合
主な内容を記載しています。詳しくは「ご加入のしおり」でご確認ください。

被保険者のケガによる死亡・後遺障害

○ 死亡保険金
被保険者が急激かつ偶然な外来の事故【注1】によりケガ【注2】をされ、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額（10万円）の全額をお支払いします。

ただし、すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。

○ 後遺障害保険金
被保険者が急激かつ偶然な外来の事故【注1】によりケガ【注2】をされ、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額（10万円）の4%～100%をお支払いします。

ただし、保障期間（保険の加入期間）を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

扶養者死亡等による教育費用

扶養者が保障期間中に疾病を発病し、その直接の結果として死亡されたことや、扶養者が急激かつ偶然な外来の事故【注1】によりケガ【注2】をされ、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたことまたは所定の重度の後遺障害【注4】に認定されたことにより、被保険者を扶養できない状態となった場合

○ 学資費用保険金（※）
被保険者が支払対象期間【注5】中に負担した、在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる学資費用（授業料、施設設備費、実験・実習費、施設設備管理費等）をお支払いします。

ただし、各支払年度【注6】について学資費用保険金額を限度とします。

○ 進学費用保険金（※）
被保険者が支払対象期間【注5】中に負担した、進学する学校に納付する費用のうち、進学費用（入学金、納付が義務付けられている寄付金等）を進学費用保険金額を限度にお支払いします。

なお、在学期間中に毎年必要となる学資費用に該当するものは学資費用保険金としてお支払いします。

【注1】「急激かつ偶然な外来の事故」とは下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- ・ 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- ・ 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- ・ 外来性＝身体の外からの作用によるもの

（上記3項目に該当しない例）
日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、寄生虫によるケガ、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しません。

【注2】 死亡保険金および後遺障害保険金における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

【注3】 学資費用保険金および進学費用保険金における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

【注4】 「所定の重度の後遺障害」とは、次のような状態をいいます。

- ・ 両眼が失明したとき
- ・ 咀嚼くおよび言語の機能を廃したとき
- ・ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するとき など

【注5】 「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から支払対象期間終了日までの期間をいいます。

【注6】 「支払年度」とは、初年度については扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から1年以内に到来する支払対象期間終了日の応当日までの期間、次年度以降については支払対象期間終了日の応当日から1年間をいいます。

（※）この費用を保障する保険等を複数ご加入されている場合、保険金の支払限度額は、それらのうち最も高い保険金額となります。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

確認事項*4

主な場合のみを記載しています。詳しくは「ご加入のしおり」等に記載されておりますのでご参照ください。

被保険者のケガによる死亡・後遺障害

○ ご加入者、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人の故意または重大な過失によるケガ

- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ
- 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用して運転している間に生じた事故によるケガ
- 山岳登山（ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング※）・スカイダイビング・ハンングライダー搭乗などの危険な運動によるケガ
- ※登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。

など

●扶養者死亡等による教育費用

- ご加入者、被保険者または扶養者の故意または重大な過失によるケガ・疾病
- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ・疾病
- 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用して運転している間に生じた事故によるケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によるケガ・疾病
- 最初に加入された保険の保障期間の開始時より前に発病した疾病により死亡された場合（死亡された日が、最初に加入された保険の保障期間の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金をお支払いします。）
- 扶養者が死亡された時または後遺障害に認定された時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合

など

満期返れい金・契約者配当金等

この保険には、満期返れい金や契約者配当金はありません。また、解約の際の解約返れい金もありません。

ご加入後のご注意

- ご加入者（被保険者）には保険のご加入後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故による被保険者のケガについては、保険金が削減されることがあります。この保険では加入申込書に☆印が付された次の項目がご通知いただく事項（通知事項）となりますので、ご注意ください。
 - 被保険者のご職業（新たにご職業に就かれる場合を含みます。）
- ご加入後、以下の変更が生じる場合は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。
 - 組合員（ご加入者）の住所や氏名が変更となる場合
 - 被保険者が学生等ではなくなった場合
 - 扶養者が変更となる場合
- ご加入後、保険を解約される場合は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。
- 保障内容や保険料につきましては、この保険制度の被保険者数や保険金のお支払い状況等によっては変更となることがありますので、あらかじめご承知おきください。なお、この保険制度の被保険者数や保険金のお支払い状況等によって実際に保障内容や保険料が変更となるときは、事前にご案内します。
- この保険は、生協の組合員とご家族のための保険です。組合員（ご加入者）が生協脱退等により組合員資格を喪失したときは、保険の解約手続きが必要となります。
- ご加入者と異なる方を被保険者とする保険において、この保険の被保険者となることについて同意をしていなかった場合など一定の条件に該当するときは、その被保険者は保険を解除することを求めることができます。被保険者から解除の請求があった場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災営業店までご通知ください。

■重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、保険を解除することがあります。また、この場合、保険金もお支払いできません。

- ①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が共栄火災に保険金を支払わせることを目的としてケガや疾病を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であった、保険制度の目的に反するおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

■第2回目以降の保険料の払込猶予期間等の取扱い

- 第2回目以降の保険料は毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に引き落とされますが、引き落としができなかった場合は、その翌月に2か月分の保険料を引き落としします。このとき2か月分の保険料の引き落としができなかった場合には、最初の引落不能月の1日の午後4時にさかのぼって保険責任が終了し、その時以降に生じた保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の支払事由に該当したときは

- 万一保険金の支払事由が発生した場合は、すみやかに共栄火災にご連絡ください。
- 保険金の支払事由が発生した場合は、保険金の請求書、ケガ・疾病の程度を証明する書類をご提出いただけます。また、必要に応じて、詳しい身体障害の原因・発生状況、事故とケガとの関係、治療の経過・内容、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内します。
- 保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

■保険の無効・失効・取消し

- ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入した場合は、保険は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。
- ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、保険の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。
- ご加入後に被保険者が死亡された場合は、保険は失効となります。この

場合は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、死亡保険金をお支払いした場合には、その部分にかかる保険料は返還しません。

- ご加入後に次の事由が生じた場合には「学業費用補償特約」および「疾病による学業費用補償特約」は失効となり、解約手続きが必要となります。
 - ①学業費用保険金または進学費用保険金をお支払いしたとき
 - ②被保険者が独立して生計を営むようになったとき
 - ③被保険者が特定の個人に扶養されなくなったとき

■その他のご注意

(1) 保険会社の破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償の対象となり、保険金・返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金につきましては100%）まで補償されます。

(2) 団体契約のご説明

この保険は、生活協同組合コープさっぽろが保険契約者となり、生協の組合員やそのご家族が被保険者となる団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は生活協同組合コープさっぽろが有します。

(3) 保険金の代理請求制度について

被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、その被保険者に法定代理人等がないときに「代理請求制度」をご利用いただけます。お申し込みの際や加入された後は、万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えさせていただきますようお願いいたします。

(4) 個人情報に関する取扱い（個人情報に関する重要事項）

- この契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスの案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります）。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

*詳しくは、共栄火災海上保険株式会社のホームページ（<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>）をご覧ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

- 商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

万一保険金の支払事由に該当したときは

共栄火災にご連絡ください。

共栄火災事故受付センター

0120-366-620（通話料無料）

受付時間：平日 午前9：00～午後5：00

（土・日・祝日・年末年始を除く）

〈指定紛争解決機関〉

- 共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808（ナビダイヤル通話料有料）

受付時間：平日 午前9：15～午後5：00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

■取扱代理店

COOP SAPPORO | 生活協同組合
コープさっぽろ 保険事業部

札幌市西区発寒11条5丁目10-1 〒063-8501
TEL.011-671-5585 ※月～金 10時～18時（土曜・日曜・年末年始休み）

0120-37-2523

コープ協同保険株式会社

札幌市西区発寒11条5丁目10-1 コープさっぽろ本部内 〒063-8501
☎0120-14-8160 ※月～金 10時～18時（土曜・日曜・年末年始休み）

■引受保険会社/共栄火災海上保険株式会社

お問い合わせ先/北海道支店直轄営業課

札幌市中央区北3条西2丁目1 〒060-0003 TEL.011-221-9158
※月～金/9時～16時45分（土・日・祝日・年末年始休み）